リフォーム様式第1-4号(第34条関係)

井川町住宅リフォーム推進事業補助金交付申請書 【移住・定住世帯 (空き家購入型)】

令和 年 月 日

(あて先)井川町長

申請者	住所	₹	-	_	
	フリカ゛ナ				
	氏名				印
			(電話番号)		
申請に関する問い合わせ先(どちらかに"〇"をしてください。)					申請者 • 施工業者

次のとおり井川町住宅リフォーム推進事業補助金の交付を受けたいので、令和3年度井川町住宅リフォーム補助金 交付要綱第34条の規定に基づき申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実に相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げることを誓約します。

(選択欄は数字に"○"をしてください。)

	住り	空 き 家 ※1	【所有権移	転年月日】	年	月	B	
			【購入先】	1. 不動産業者	2. 個人 3.	その他()
	宅オ	県外在住時の 申請者住所						
1	の ム	県内への移住 時 期		年	月 日			
	概等	住宅の所在地						
	要う 住宅の種類		1. 専	用住宅 2. 併	f用住宅(用途:)	
		(併用住宅の場合)	住宅部分の面積 (車庫・物置除く)		md 併用部分の面積			m [*]

2	エ 事 費 の 内 訳 (消費税含む)	A 全体工事費	H
		B 補助対象外工事費 ※2	Ħ
		C 補助対象工事費(A-B)	円
	補助申請額(C×1.5/10 千円未満の端数が生じた場合(Ħ	

※1 人が居住していたことがあり、居住者又は利用者がいない住宅で、かつ、建築後10年を経過した住宅。(貸家を除

※2 補助対象外工事費は要綱第22条に該当する工事費を記入してください。

	н	工事内容(予定)										
	事	※具体的に記入して										
3	内	ください。 ※増改築がある場合、										
	容	面積を記入してくだ										
	· 等	さい。										
	守	工事期間(予定)		年	月		日 ~			年	月	B
		本店所在地										
		(個人の場合は住所)	(必要に応じ	 3 1 \								
	施	本店以外の所在地 (支店等の契約書記載の住所)	(必安に心し	て記入)								
4	エ	名称 (個人の場合は氏名)										
·	業	担当者名										
	者	電話番号										
		日中連絡先(携帯など)										
		現界内に本店を有しないが なの施工業者等と契約し						載し添ん	すしてくか	ごさい 。		
		対対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対	_			 の場合			10 (()			
5	有無		有	• 無		金等名						
		金融機関名										
	予補 定助	支店名										
6	_ 金	預金種類	普通	• 斯	苦	当』	坐	その	の他	※Oでl	囲んで	ください。
	座込	口座名義カタカナ										
		口座番号							右詰め	で記入し	てくだ	さい。
	※通	帳の原本等で確認して記	己入してくた	ごさい。申	請者名詞	養の口!	座を記え	入してく	ださい。			
【沃	(什里	類】(書類は整ってい	ますかく	ァロチェ	ックレフ	こくださ	s(.)					チェック
								前の県	外住所	が記載さ	れて	, _ , _ ,
	1) 住民票謄本(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)。ただし、従前の県外住所が記載されて いない場合は併せて3年以内に県外からの移住であることが確認出来る公的書類写し(運転 免許証等)											
(2)) 建物の不動産登記簿謄本(登記事項証明書)											
(3))購入した空き家住宅の売買契約書の写し											
(4))空き家住宅の証明書(様式4号) ※購入等前の空き家住宅の所有者等のもの											
(5)	5) 工事請負契約書又は請書の写し(契約者氏名、住所、工事名、工事場所、金額、工期、日付 が記載され、収入印紙を貼っているもの)											
(6)	6) 工事内訳明細書の写し(数量×単価で表記されていること。一式表記はお避けください。)											
(7)) 工事着手前の写真(住宅の外観全景写真及び工事部分の写真について、施工前と施工後の 写真が対比できるように撮影してください。工事内容などコメントを記載してください。)											
(8)	3)併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2(住宅用車庫、物置の面積除く。)以上であることがわかる図面											
(9)	のることがわかる図面)建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済 証の写し及び図面											
(10)			10) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類 □									